

公益財団法人 中辻創智社

第 12 期（2026 年度）事業計画書

（2026 年 4 月 1 日—2027 年 3 月 31 日）

2026 年度の基本方針

当法人は、2015 年の設立以来、学術と科学技術の健全な発展を願い、社会と次世代を担う若者を支援することを目的とし、助成事業を実施してきた。2021 年度までに基盤となる法人運営体制及び事業体制の構築を完了したことを受け、2022 年度から 2026 年度までの 5 年間について、中期目標を次の通り定め事業を継続している。

- (1) 公益財団法人への移行を目指し、法人運営体制の強化と安定化を図る。
- (2) 現在実施している助成公募事業を継続し発展させる。

このうち(1)公益財団法人への移行については、2023 年 3 月 31 日に実現することが出来た。また、2025 年度に、改正認定法令施行に伴い新しい公益法人制度が適用開始された。これに遺漏なく対応し、長期的な安定化を図るため、当法人の基盤整備として事務局体制の強化を検討する。

(2)に関して、現在実施している 4 つの助成公募事業（研究費助成公募、会議開催費助成公募、理系出身者への法科大学院奨学金、困難な状況にある子ども達への学習支援）について、2026 年度は基本的な内容と方向性は変更せず継続し、更なる改善と発展を目指す。2025 年度と同程度の事業規模を維持する。

公益目的事業 1 事業計画

(1) 研究奨励部門

A. 研究費助成公募

定款に定める事業(1) 若手研究者の研究助成事業

自然環境は一度失われてしまうと取り戻す事が難しく、保全における喫緊の課題については行政を主体に多くの既存事業により解決が試みられている。一方、50年後、100年後の将来、自然環境保全について何が課題となっており、これを解決するためにどのような基礎研究が必要となるか、現時点では予測が容易ではない。長きに渡り豊かな自然環境を保つためには、将来の自然環境保全にとって支えとなり得る基礎研究の芽を広く守り育てることが重要であり、これに資するため、自然環境保全を担う生物学領域の中心的分野について、研究に必要な競争的資金を十分得ることができず、継続が困難な研究課題を対象に、研究費助成公募を実施する。

なお、本公募は、規模等に照らせば大変僭越ではあるが、日本学術振興会で実施されている「科学研究費助成事業」（いわゆる「科研費」）のうち若手研究者を対象とする「研究活動スタート支援」「若手研究」「基盤研究C」を補完するものと位置付ける。

対象者：

日本の大学若しくは研究機関に在職し、e-Rad（府省横断的な競争的資金制度を中心とした研究開発管理システム）番号を有し研究活動に従事する研究者のうち、研究代表者として外部競争的資金を受給していない者。ただし、以下の者は対象外とする。

- a. 当財団の理事・監事・評議員及び選考委員の者並びにその三親等内の親族である者。
- b. 過去に本助成公募に採択された者。
- c. 申請時点で受給中（内定を含む）の研究費（科研費等の研究分担者や学内グラント等）総額が150万円以上ある者。
- d. 不正使用や不正受給等の不正行為により競争的資金の交付対象外となっている者。

対象分野：

自然環境保全を担う生物学領域の中心的分野である生態学、分類学、及びこれらを支える基礎生物学。

募集件数と助成金額：

100万円助成課題 17件（総額 1700万円）

2026年度は、50万円課題の募集を行わない。

公募期間：

2026年4月6日（月曜日）～6月10日（水曜日）

公募方法：

全国の国立大学及び主要博物館、主な対象分野である日本生態学会、日本分類学会連合、日本動物学会、日本植物学会へ周知依頼を行う。JSTサイエンスポータル及び民間ポータルサイト（e-GRANT及び助成財団センター助成情報ナビ）に公募情報を登録し、当財団ウェブページに掲載する事で広く開かれた公募体制を整える。

助成期間：

採択から2027年3月31日まで。2027年3月1日までに「助成期間延長願い」を提出し承認を得た場合、2027年度末まで繰越可能。

選考方法：

研究奨励選考委員会の各委員が、研究費助成公募選考要項に則り採点を行い、集計結果に基づき合議制の選考会において採択課題を決定する。選考委員は研究奨励選考委員会運営規則に則り選任する。選考委員会の運営は研究奨励選考委員会運営規則に従う。選考委員は、共同研究者や利害関係を有する親しい関係者からの申請については審査できないものとする。

助成課題の公表：

助成対象者の氏名、所属、職位、助成課題名、論文発表等の業績を当財団ウェブページにて公表する。

報告書：

助成期間終了後2ヶ月以内に所定の研究報告書の提出を義務付ける。論文出版や新聞報道等の成果があった際には、研究報告書とは別に所定の業績報告書の随時提出が必要。本助成により知的財産を獲得した場合は、業績報告書による報告を要するが、当財団はその権利を主張しない。

B. 会議開催費助成公募

定款に定める事業(3) 社会又は科学技術向上に貢献する活動に対する支援事業

自然環境と調和した科学技術及び社会の健全な発展には、多種多様な基礎研究を広く守り、多彩な方向へ学術や科学が発展できるための土壌を醸成し、将来の担い手となる若手研究者を育成することが重要と考える。これに資するため、理系・文系を問わず、十分な運営資金を獲得できず開催が困難な状況にある会議、大学院生や若手研究者への直接的な支援、公的資金の補完、に重点を置き、会議開催費助成公募を実施する。

対象者：

日本の大学、研究機関、教育機関、学術研究団体に所属する者で、シンポジウムや学術集会、勉強会の主催を計画する者(大学生・大学院生を含む)。ただし、当財団の理事・監事・評議員及び選考委員の者並びにその三親等内の親族である者は対象外とする。

助成対象：

理系及び文系の学術分野。

公的資金や企業協賛を十分獲得できず運営資金に困窮している会議、大学院生や若手研究者への旅費や参加費支給等直接的な支援、公的資金の補完に重点を置き、会議の運営に必要な経費を幅広く助成する。営利目的の会議は対象外とする。

対象会議と形式：

単一のシンポジウム・学術集会・勉強会、及び定期開催の勉強会・セミナー。

対面形式、対面とウェブ開催併用の形式、ウェブ開催の形式。

募集件数と予算額：

1件あたり30万円、若しくは30万円を上限とする任意の額で、年間30件程度の募集(総額900万円)。

申請件数や申請内容により、減額採択を行うことがある。

公募期間：

開催まで1年未満の会議について申請を随時受け付ける。申請受理日に応じて年3回の審査を行う。

公募方法：

JSTサイエンスポータル及び民間ポータルサイト（助成財団センター助成情報ナビ）に公募情報を登録し、当財団ウェブページに掲載する事で広く開かれた公募体制を整える。

助成期間：

採択後から会議終了まで。定期開催の会議については申請年度内の任意の期間（1年以内）。

選考方法1：

年3回の各審査会に対して申請受理の締め切りを設け審議する。

1月初日から4月末日に受理した申請：5月の審査会にて審議

5月初日から8月末日に受理した申請：9月の審査会にて審議

9月初日から12月末日に受理した申請：1月の審査会にて審議

選考方法2：

研究奨励選考委員会の各委員が、会議開催費助成公募選考要項に則り書類審査を行い、集計結果に基づき合議制の選考会において採択を決定する。委員会の運営は研究奨励選考委員会運営規則に従う。選考委員は、共同研究者や利害関係を有する親しい関係者からの申請については審査できないものとする。

助成会議の公表：

助成会議名及び助成団体名を、当財団ウェブページにて公表する。

報告書：

会議終了後2ヶ月以内に所定の報告書提出を義務付ける。

*** 研究奨励選考委員会についての補足説明事項：**

2026年度研究奨励選考委員会の構成は下記の通りである。

- ・ 湯本貴和（日本生態学会推薦）
生態学の専門家として

- ・ 日本分類学会連合推薦ご推薦者
分類学の専門家として
- ・ 保智己（日本動物学会推薦）
動物に関する基礎生物学、生態学・分類学の専門家として
- ・ 浅見崇比呂（日本動物学会推薦）
動物に関する基礎生物学、生態学・分類学の専門家として
- ・ 伊藤元己（日本植物学会推薦）
植物に関する基礎生物学、生態学・分類学の専門家として
- ・ 中辻憲夫代表理事
基礎生物学のうち、哺乳類や両生類など動物の発生生物学及び関連分野の専門家・理学博士・京都大学名誉教授
- ・ 長谷川博理事
生態学の専門家・東邦大学名誉教授
- ・ 細川美穂子理事
基礎生物学のうち、全ゲノム解析や遺伝子発現制御等の分子生物学、細胞生物学、生物情報科学の専門家・医学博士
- ・ 藤本一郎理事（オブザーバー）
各申請について、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（通称：カルタヘナ法）、動物の愛護及び管理に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関連する法律に違反がないかを弁護士として確認する。オブザーバーとして選考に関与するが採点は行わない。

C. 研究奨励周年事業：

2026年度の実施予定は無い。

(2) 人材育成部門

A. 理系出身者への法科大学院奨学金

定款に定める事業(2) 志ある若者に対する奨学金事業

近年の急速な科学技術の発展により社会生活の利便性が向上する一方で、新しい科学技術を社会で活用するための法整備が科学技術革新に追いつかない分野、例えば宇宙開発、AIやビッグデータ、高度先進医療等、が散見され、今後も増加する事が予測される。新しい科学技術の活用には予期

せぬトラブルも多く伴われるが、これらの仲裁や解決も法曹における重要な課題と考えられる。また、近年、環境破壊や自然への悪影響が懸念される土地開発や産業活動についての法的係争も散見され、自然環境保全と産業活動の均衡維持も重要な課題である。このような状況下において、理系分野の専門知識や理解能力を兼ね備えた法曹の重要性が増しているが、異分野、特に理系分野からの法科大学院進学者数が顕著に減少している。多様な学問的背景を持つ法曹の層の厚みは成熟した社会を支える上で重要であり、これに資するため、理系分野の専門知識・技術を持つ法科大学院生へ月額3万円の返済不要な奨学金を給付する。

対象者：

申請時に40歳以下の者で、日本の法科大学院在籍者若しくは次年度進学予定者のうち、下記に該当する者。

- a. 理系分野の大学学部を卒業した者。
 - b. 理系分野の大学院修士課程若しくは博士課程を修了又は中退した者。
- ただし、当財団の理事・監事・評議員及び選考委員の者並びにその三親等内の親族である者は対象外とする。

募集人数：

法科大学院在籍者4名程度、次年度進学予定者若干名

募集期間：

2026年4月1日（水曜日）～5月12日（火曜日）

奨学金給付期間：

採用後から正規の最短修了年限（最長3年）。司法試験実施時期（毎年7月）を考慮し、奨学生が卒業後司法試験を受験する場合には、卒業後の4ヶ月も追加して給付を継続する。

奨学金給付額：

月額3万円を四半期毎に本人名義の口座へ送金。
法科大学院在籍者の採用の場合、初回四半期は遡及しない。

予算総額：

650万円

募集方法：

日本学生支援機構の奨学金データベース及びポータルサイト（奨学金.net 及び助成財団センター助成情報ナビ）へ募集情報を登録し、全国の法科大学院へ周知依頼を行い、財団ウェブページに掲載する事で広く開かれた募集体制を整える。

選考方法：

人材育成選考委員会の各委員が、理系出身者への法科大学院奨学金選考要項に則り、提出書類について一次選考を行う。一次選考を通過した申請者について、人材育成選考委員会において面接を行い、合議制による二次選考にて採用者を決定する。選考委員は人材育成選考委員会運営規則の則り選任する。選考委員会の運営は人材育成選考委員会運営規則に従う。選考委員は、利害関係を有する親しい関係者からの申請については審査できないものとする。

採用者の公表：

助成対象者である奨学生について、所属と学年、専門とする理系分野、司法試験合格情報を当財団ウェブページにて公表する。

（*個人氏名については、家庭環境が複雑な奨学生より公表を避けたいとの相談があったため、一律非公開としている）

学業成果の報告：

在学生の場合は、新年度2ヶ月以内に、前年度の成績証明書及び在学証明書の提出を義務付ける。

卒業生の場合は、卒業後2ヶ月以内に、前年度の成績証明書及び卒業証明書の提出を義務付ける。

全ての奨学生及びOBについて、司法試験の合格報告を義務付ける。

ウェブセミナーの開催：

本奨学金事業の一環として年2回（前期・後期に各1回を予定）のウェブセミナーを開催する。

法科大学院には法学部出身者を対象とした2年間の既修コースと、これまで法律を学んでこなかった初学者（＝純粋未修者と称する）を対象とした3年間の未修コースが設けられているが、実際は未修コース入学者の多くも法学部出身者で占められており、理系出身者を含む純粋未修者はどの法科大学院においても圧倒的少数である。奨学生からは、何をどのように勉

強したら良いかがわからない、相談できる同輩や先輩が居ない等、純粋未修者ならではの学修の苦労について相談や報告があり、状況改善の一助とするため司法試験に合格した奨学生 OB や現役の弁護士等を講師として招き、ウェブセミナーを開催する。本セミナーは奨学生以外も参加可能とし、純粋未修者や法科大学院進学を検討している初学者を広く受け入れる。

B. 困難な状況にある子ども達への学習支援

定款に定める事業(3) 社会又は科学技術向上に貢献する活動に対する支援事業

自然環境保全と科学技術発展の両者が調和のもとに発展した豊かな社会を実現する上で、担い手となる人材を広く多く育むことが重要と考える。また、社会全体での教育水準の底上げと教育格差の改善は、科学技術の発展や自然環境保全の必要性を理解し、これからの社会で生活し活躍できる人材を育成する上でも重要と考える。

貧困や家庭環境等様々な原因で困難な状況にある子ども達を支援するため、各地で子ども食堂や子どもの居場所が運営されており、これらに集う子ども達には、幼い頃からの学習環境不足や基礎学力欠如により、教育の機会を失ってしまっている者も多い。このような子ども達の中には、潜在的な能力が高く、教育の機会さえあれば将来社会を担う人材となれる者も多く含まれると予想される。子ども達の教育機会を確保し学校教育から取り残されない学習環境を整えることは、将来社会を支える人材を育てるため、また、子ども達が就労機会や社会参画機会を失わず自分自身の将来を諦めてしまわないために重要であり、子ども食堂や子どもの居場所に学習支援機能を付与するため、学習支援の人件費支給に重点を置き、助成公募を実施する。

対象団体：

大阪府、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県下の子ども食堂及び子どもの居場所で、学習支援の実施計画がある団体。

本事業の予算額を鑑み、当面は当財団の所在地と周辺府県の団体を対象とする。

対象団体の法人格は問わない。

採択機会の公平性を保つため、同一団体の採択は最大3回までとする。

当財団の理事・監事・評議員及び選考委員の者並びにその三親等内の親族

である者が重要な役割を務める団体については対象外とする。

公募期間：

2026年10月1日（木曜日）～12月4日（金曜日）

助成期間：

1年間（2027年1月から12月末日まで）

公募件数：

10件程度

予算総額：

500万円

助成金額：

1件あたり50万円、若しくは50万円を上限とする任意の額。
申請件数や申請内容により、減額採択を行うことがある。

公募方法：

対象地域の行政担当部署、社会福祉協議会、地域の子ども食堂や子どもの居場所ネットワークへ周知依頼を行い、助成財団センター助成情報ナビに公募情報を登録し、当財団ウェブページに掲載する事で広く開かれた公募体制を整える。

申請要件：

助成金の50%以上を学習支援のための人件費（大学生や大学院生等の若い世代）に充てること。
会則若しくは定款の提出が必要。

選考方法：

人材育成選考委員会の各委員が、困難な状況にある子ども達への学習支援選考要項に則り書類審査を行い、集計結果に基づき合議制の選考会において採択団体を決定する。選考委員は、人材育成選考委員会運営規則に則り選任する。選考委員会の運営は人材育成選考委員会運営規則に従う。選考委員は、利害関係を有する親しい関係者からの申請については審査できないものとする。

助成団体の公表：

助成団体名、所在地について当財団ウェブページにて公表する。助成団体が活動内容を示すウェブページや SNS を有する場合、そのリンクについても当財団ウェブページにて公表する。

報告書：

助成期間終了後2ヶ月以内に所定の報告書の提出を義務付ける。

* 人材育成選考委員会についての補足説明：

2026年度人材育成選考委員会の構成は下記の通りである。

- ・ 矢根俊治（大阪弁護士会推薦）
法科大学院について、また子どもの権利問題について明るい実務家法曹として
- ・ 植木和彦（大阪弁護士会推薦）
法科大学院について、また子どもの権利問題について明るい実務家法曹として
- ・ 古家野彰平（京都弁護士会推薦）
法科大学院について、また子どもの権利問題について明るい実務家法曹として
- ・ 水町衣里（大阪大学社会技術共創センター准教授）
科学コミュニケーション・科学教育専門家、農学博士
- ・ 山田礼子（困難な状況にある子ども達の学習支援担当）
同志社大学社会学部教育文化学科教授、教育学専門家、教育学博士
- ・ 伊多波良雄（困難な状況にある子ども達の学習支援担当）
同志社大学経済学部元教授、貧困格差・教育格差専門家、経済学博士
- ・ 中辻憲夫代表理事
理系分野の大学教授を長年務めた経験から法科大学院奨学生候補者の理系的素養の判定、人物像の評価、経済状況の判断を行う。篤志家として数々の寄付や支援を行ってきた有識者として、困難な状況にある子ども達の学習支援選考にあたる。
- ・ 藤本一郎理事
実務家法曹（弁護士）として法科大学院奨学生候補者の選考にあたる。また、子どもの権利問題に高い関心を持つ有識者として、困難な状況にある子ども達の学習支援選考にあたる。

・細川美穂子理事

理系分野の博士号所持者として、法科大学院奨学生候補者の理系的素養の判定、人物像の評価、経済状況の判断を行う。有識者として、困難な状況にある子ども達の学習支援選考にあたる。

C. 法科大学院奨学金 10 周年記念事業に対する公益充実資金：

(趣旨・内容)

理系出身者への法科大学院奨学金は、2026 年度に 10 周年を迎える。これを記念してシンポジウムを開催し、法曹における多様な学問的背景・理系的素養の重要性を広く発信することで、助成成果を還元する。本奨学金の奨学生及び OB は多彩な理系分野の学問的背景を有する。各々のキャリアパスや実務家法曹として理系的素養をどのように活かしているかを来聴者へ提示することで、法曹の多様性増進と理系分野から法曹へのキャリアパス拡大に資する。法曹の多様性に造詣が深い実務家、法科大学院への進学に興味を持つ理系学生等へ幅広く広報し参加を募り、交流を深める機会を設ける。

(名称)

本公益充実資金及びその資金による活動の名称を「法科大学院奨学金 10 周年記念積立資金」及び「法科大学院奨学金 10 周年記念事業」と定める。

(実施予定)

開催日時：2026 年 8 月 22 日（土曜日）13:00-20:00 予定

会場：THE THOUSAND KYOTO 花鳥

専用ウェブページ開設：2026 年 4 月予定

参加登録受付開始：2026 年 5-6 月予定

(積立限度額と算定根拠)

奨学生・OB、選考委員を含む財団関係者、広報を介した参加者等合計約 100 名の出席を見込む。100 名でのシンポジウム会場費用として 120 万円、奨学生への交通費支給費用として 30 万円、講演者の招待費用として 40 万円、広報費用として 100 万円、雑費として 10 万円の合計 300 万円を限度額とし、2023 年度から 2026 年度までの 4 年にわたり積み立てる。積立限度額に変更はないが、会場決定に伴う見積もり取得、広報費用の見積もり取得に伴い、算定根拠を修正した。

(管理と取扱)

本公益充実資金は、公益充実資金等取扱規則に則り適切に管理し取り扱う。また、本公益充実資金の特別の手続きの定め、積立限度額、その算定根拠について、公益充実資金等取扱規則及び情報公開規程に基づき、備置き及び閲覧の措置を講じる。